



現金主義による所得計算の特例を 受けることの取りやめ届出書

税務署長 年 月 日提出	納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 -) (TEL - -)		
	上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
	フリガナ		生年 月日	大正 昭和 平成 令和
	氏名	(印)		年 月 日生
	職 業	フリガナ	屋 号	

令和__年分の所得税から、現金主義による所得計算の特例の適用を取りやめることとしたので届けます。

1 この特例の適用を受けた最初の年の前年の12月31日（年途中で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額

先に提出した「現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの届出書」に記載した額と同じ額を記載します。

売掛金、買掛金等の資産負債の額（ 年 月 日現在）			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
		引当金 準備金	
計		計	

2 その他参考事項（取りやめる事情など）

関与税理士 (TEL - -)

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認 印					
	年 月 日						

◎ この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめる場合に提出するものです。

(注) 現金主義による所得計算の特例の適用を受けていた人が、小規模事業者の要件に該当しなくなったときは、自動的に通常の所得計算によることとなりますので、この届出書を提出する必要はありません。

◎ この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめようとする年の3月15日までに提出してください。